

京都市上下水道局監察規程を公布する。

平成22年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第16号

京都市上下水道局監察規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 監察の体制（第3条～第7条）

第3章 服務監察（第8条～第11条）

第4章 業務監察（第12条～第15条）

第5章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公正かつ適正な職務の執行を確保するため、監察の体制
その他服務監察及び業務監察に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各
号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び非常勤の職員をいう。
- (2) 業務 上下水道局が所管する事務事業をいう。
- (3) 服務監察 職員の服務の状況を監察し、及び職員が服務に関する法令その他の職員が遵守すべき規定に違反し、又は違反する疑いがあると認められる場合において、当該職員について監察することをいう。
- (4) 業務監察 業務の執行の状況を監察し、及び業務の執行が当該業務に関する法令、条例若しくは規則の規定に違反し、若しくは違反する疑いがあると認められる場合又は市民の信頼を損なうおそれがあるような不適切な業務の執行がなされ、若しくはなされている疑いがあると認められる場合において、当該業務について監察することをいう。

第2章 監察の体制

(監察監及び統括監察員等)

第3条 服務監察及び業務監察（以下「監察」という。）を実施するため、監察監、統括監察員、主席監察員、技術監察員、監察員及び副監察員を置く。

- 2 監察監は次長を、統括監察員は総務部長をもって充てる。
- 3 主席監察員及び技術監察員は管理者が任命する。
- 4 監察員及び副監察員の任命については、別に定める。
- 5 監察監は、監察に関する事務を統括する。
- 6 統括監察員は、監察監の命を受け、監察に関する事務を掌理するとともに、

京都市人材活性化政策監及び他の任命権者の統括監察員と相互に密接な連携を保ち、情報の交換に努めるものとする。

7 主席監察員及び技術監察員は、統括監察員を補佐する（技術監察員にあつては、工事に係る業務監察に関する事務に限る。）。

（代理）

第4条 監察監に事故があるときは、統括監察員がその職務を代理し、統括監察員に事故があるときは、主席監察員がその職務を代理する。

（監察参事）

第5条 監察を各部と連携し円滑に実施するため、監察参事を置く。

2 監察参事は、技術監理室長、水道部長及び下水道部長をもって充てる。

3 監察参事は、第7条に規定する上下水道局監察員会議に参画し、監察について意見を述べることができる。

（相互の連携）

第6条 監察監、統括監察員、主席監察員、技術監察員、監察員及び副監察員（以下「監察監等」という。）並びに監察参事は、監察に関し、相互に密接な連携を保つとともに、情報の交換及び意思の疎通を図るよう努めなければならない。

（監察員会議）

第7条 監察業務の円滑かつ総合的な推進を図るため、上下水道局監察員会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議の組織、運営その他の事項については、別に定める。

第3章 服務監察

(服務監察を行う場合)

第8条 服務監察は、次に掲げる場合に行う。

(1) 職務に関して職員の非行及び事故が発生した場合又はその疑いがある場合

(2) 職員の信用失墜行為が発生した場合又はその疑いがある場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、監察監が特に必要と認める場合

(非行、事故等の報告)

第9条 部又は室（以下「部等」という。）の長は、当該所属職員について、

前条第1号又は第2号に該当すると認めるときは、速やかにその事実を、統括監察員を経て、監察監に報告しなければならない。

(服務監察の実施)

第10条 監察監、統括監察員、主席監察員、監察員及び副監察員は、前条の

報告があったときその他服務監察を実施する必要があると認めるときは、関係する職員に対し、出頭を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 監察監、統括監察員、主席監察員、監察員及び副監察員は、服務に関する法令その他の職員が遵守すべき規定に違反し、又は違反する疑いがあると認められる職員から事情を聴取することができる。

3 職員は、監察監、統括監察員、主席監察員、監察員及び副監察員が行う服務監察に協力しなければならない。

(結果の通知等)

第11条 監察監は、服務監察の対象となった職員が属する部等の長に対し、服務監察の結果を通知するとともに、必要に応じ、その対応策を勧告することができる。

第4章 業務監察

(業務監察を行う場合)

第12条 業務監察は、次に掲げる場合に行う。

- (1) 業務の執行が当該業務に関する法令、条例若しくは規則の規定に違反し、又は違反する疑いがある場合
- (2) 市民の信頼を損なうおそれがあるような不適切な業務の執行がなされ、又はなされている疑いがある場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、監察監が特に必要と認める場合

(法令等の規定に違反する事項等の報告)

第13条 部等の長は、当該所属が所管する業務の執行が前条第1号又は第2号に該当すると認めるときは、速やかにその事実を、統括監察員を経て、監察監に報告しなければならない。

(業務監察の実施)

第14条 監察監等は、前条の報告があったときその他業務監察を実施する必

要があると認めるときは、当該業務の執行に携わる職員に対し、出頭を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 職員は、監察監等が行う業務監察に協力しなければならない。

(結果の通知等)

第15条 監察監は、業務監察の対象となった業務を所管する部等及び当該業務に密接に関連する部等の長に対し、業務監察の結果を通知するとともに、必要に応じ、その対応策を勧告することができる。

第5章 雑則

第16条 この規程の施行に関し必要な事項は、監察監が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 京都市上下水道局職員の服務監察に関する規程は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の日前にこの規程による廃止前の京都市上下水道局職員の服務監察に関する規程の規定によってした手続その他の行為は、この規程の相当規定によってしたものとみなす。

(上下水道局服務監理室)